

国民健康保険証を更新します

現在交付されている保険証の有効期限は**7月31日(水)**までです。
新しい保険証は、7月下旬に「簡易書留」で送付します。**保険証の有効期限にご注意ください。**

医療機関・薬局などを受診するときは

保険証 から
令和6年12月2日廃止

マイナ保険証

保険証の利用登録がされたマイナナンバーカード

資格確認書

マイナナンバーカードをお持ちでない方などに発行

に変わります

保険証は

令和7年7月31日まで、今までどおり使用できます

※年齢により、有効期限が異なる場合がありますので、ご注意ください。

次の方は、令和7年7月31日より前に、保険証の有効期限を迎えます。

●**年齢が70歳に到達する方**…70歳になる月の末日まで(誕生日が1日の人は、誕生月の前月の末日まで)

※保険証兼高齢受給者証に変わります

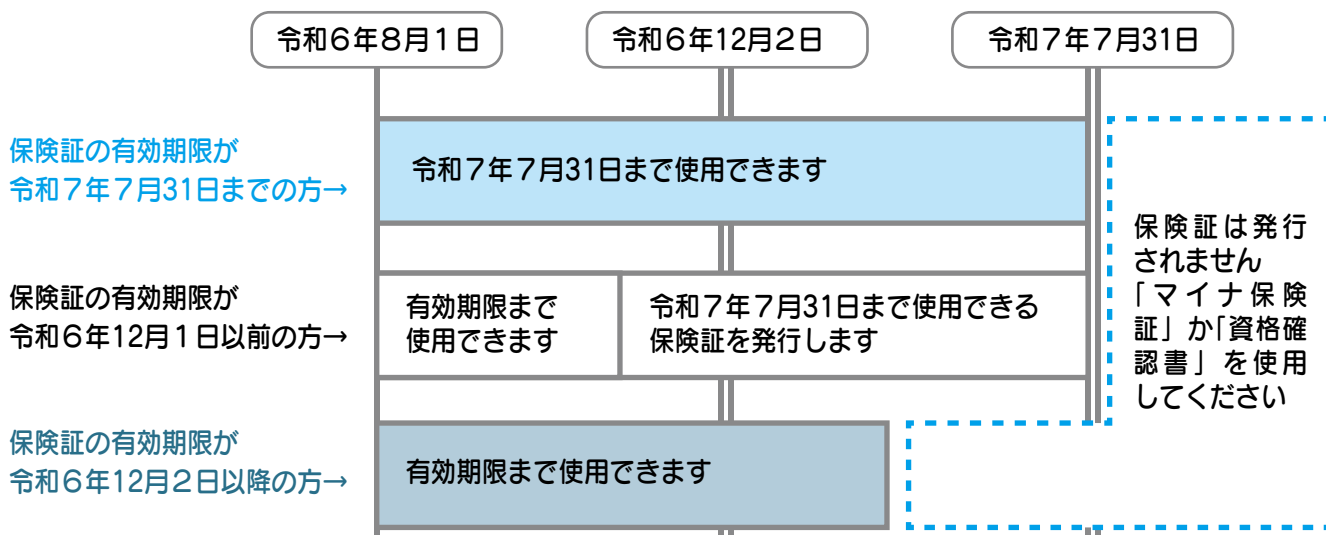
●**年齢が75歳に到達する方**…75歳になる日の前日まで(75歳になる日から後期高齢者医療に移ります)

令和6年12月2日から新規発行・再発行されません

※保険証は、法改正により令和6年12月2日から廃止されます。

(保険証を新規発行・再発行できるのは令和6年12月1日まで)

※今回、お送りする保険証は、令和6年12月2日以降も、保険証に記載されている有効期限まで使用できます。



問合せ先 戸籍保険課 ☎95 - 1116

入院等で医療費が高額になる方へ

医療機関で1か月に支払った窓口負担が自己負担限度額を超えた場合は、後日申請により高額療養費として払い戻されます。受診時に「**限度額適用認定証**」または「**限度額適用・標準負担額減額認定証**」を医療機関に提示することにより、自己負担限度額までの窓口負担ですみます。あらかじめ申請して交付を受けてください。

なお、マイナ保険証（保険証の利用登録がされた個人番号カードのこと）を利用すれば、事前の手続きなく、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。限度額適用認定証等の事前申請は不要となりますので、マイナ保険証をぜひご利用ください。

持ち物 保険証、世帯主と認定証の発行を希望する方の個人番号の分かる書類、顔写真付きの身分証明書（写真なしの場合は2点）

※現在交付されている認定証の有効期限は7月31日（水）までです。引き続き認定証が必要な方は**8月1日より申請を受け付けます**。

※70歳から74歳の高齢世帯で、課税所得690万円以上および一般の方（課税所得が145万円未満で

非課税世帯でない方）は申請の必要がありません。所得区分が分からない方は、戸籍保険課までお問い合わせください。

※国保税を滞納していると、認定証の交付を受けられません。

問合せ先

戸籍保険課 ☎ 95-11116

70歳から74歳の高齢世帯に係る自己負担限度額

所得区分	外来 (個人単位)	自己負担限度額 (世帯単位)
課税所得 690万円以上	25万2,600円+(総医療費-84万2,000円)×1% 【4回目以降 14万100円】	
課税所得 380万円以上	16万7,400円+(総医療費-55万8,000円)×1% 【4回目以降 9万3,000円】	
課税所得 145万円以上	8万100円+(総医療費-26万7,000円)×1% 【4回目以降 4万4,400円】	
一般	1万8,000円 (年間上限 14万4,000円)	5万7,600円 【4回目以降 4万4,400円】
低所得Ⅱ	8,000円	2万4,600円
低所得Ⅰ		1万5,000円

※ 課税所得145万円以上の場合でも、世帯収入の合計金額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合や総所得金額等から43万円を控除した金額の合計額が210万円以下の場合は、一般となります。

※【 】の金額は、過去12か月以内に4回以上、上限額に達した場合は、4回目から多数回該当となり、上限が下がります。

70歳未満を含む世帯に係る自己負担限度額

所得区分	自己負担限度額
所得901万円超	25万2,600円+ (総医療費-84万2,000円)×1% 【4回目以降 14万100円】
所得600万円超 901万円以下	16万7,400円+ (総医療費-55万8,000円)×1% 【4回目以降 9万3,000円】
所得210万円超 600万円以下	8万100円+ (総医療費-26万7,000円)×1% 【4回目以降 4万4,400円】
所得210万円以下	5万7,600円 【4回目以降 4万4,400円】
住民税非課税世帯	3万5,400円 【4回目以降 2万4,600円】

※ 所得区分は、総所得金額等から43万円を控除した金額になります。

※【 】の金額は、過去12か月以内に4回以上、上限額に達した場合は、4回目から多数回該当となり、上限が下がります。